

## 令和4年第2回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午前9時30分から10時06分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	高村 國昭 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	柏田 雅俊 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	中里 光明 君
11番	沼沢 こえ子 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	竹原 誠 君	14番	時田 宏 君
15番	中川原 隆雄 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第8号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第12号 農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中 村 弘 幸 君
事務局次長	町 屋 剛 君
総務班長	川 村 悦 子 君
主 事	大 澤 翔 太 君

## 7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から令和4年第2回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（中村）** 本日、全員出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、7番佐々木一榮委員、18番大沢トモ子委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の町屋次長を指名します。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（町屋）** 〔業務報告の朗読及び説明〕

**議長（岩井）** ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

**議長（岩井）** よろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（大澤）** それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は4件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページを御覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、ご報告いたします。

1番、字花道川原、田、1筆。面積は●●m<sup>2</sup>です。

賃借人が高齢となり、規模縮小するために解約するものです。

2番、大字上市川字大谷地、田、2筆。面積は●●m<sup>2</sup>です。

賃借人が高齢となり、規模縮小するために解約するものです。

3番、大字上市川字前谷地、田、3筆。面積は●●m<sup>2</sup>です。

借地人の後継者が新たに借り受けるために解約するものです。

4番、大字扇田字鳥内沢・大字浅水字西勝田、田、2筆。面積は●●m<sup>2</sup>です。

圃場条件が悪く、遠距離で通作も難しいため解約するものです。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいですか。

特に発言が無いようですので、報告第2号を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第4 議案第8号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（大澤）** それでは、議案書の3ページを御覧ください。

議案第8号、不動産取得税の徴収猶予に関する証明について、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている別紙の受贈者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行なっていることの承認を求めます。

なお、証明願いが遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。

議案第8号は1議案4件です。

この不動産取得税の徴収猶予を受けるための要件は贈与税の納税猶予の特例と殆んど同じで、農地等を取得した年の翌年の3月15日の翌日から起算して3年ごとに、地域県民局長に農地等の一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書を提出することになっております。その届出書に添付が必要とされる引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書です。

令和3年の不動産取得税の徴収猶予対象者はご覧のとおりです。

以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（岩井）** ここで農地調査会、今月の調査委員は、2番北村勉委員と10番中里光明委員です。  
調査委員席に着席ください。

(調査委員着席)

**議長（岩井）** 次に、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（大澤）** それでは、今月の農地法第3条の許可申請について、説明させていただきます。

議案書の5ページ、参考資料の11ページを御覧ください。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定より、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。

今月の許可申請は、1議案4件です。1番は、贈与による所有権移転に関する件、2番は、使用貸借による権利の設定に関する件、3番及び4番は、売買による所有権移転に関する件です。

1番、大字切谷内字菖蒲川下谷地、田、1筆。面積は●●㎡です。

2番、大字倉石又重字下上平、畑、1筆。面積は●●㎡です。使用貸借の期間は3年間です。

3番、大字上市川字石上、越口、外ノ沢、畑、5筆。面積は●●㎡です。

4番、大字倉石石沢字石沢、畑、2筆。面積は●●㎡です。

1番から4番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

3 番の売買価格は、●●円、10 a あたり●●円です。  
4 番の売買価格は、●●円、10 a あたり●●円です。  
以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、中里光明委員から、議案第 9 号について調査結果の報告をお願いいたします。

**中里光明委員** 座ったままで報告させていただきます。農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 5 ページ議案第 9 号と、参考資料の 11 ページを御覧ください。2 月 3 日に岩井会長と北村勉委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

2 番は、譲渡人と譲受人は親戚で、相対で農地を利用していたが、譲受人から申し出があり、農地を使用貸借するものです。

譲受人は、長芋を作付けするそうです。

3 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、ニンニクを作付けするそうです。

4 番は、譲渡人と譲受人は空き家バンク登録住宅を購入する関係で、一緒に農地を売買するものです。

譲受人は、大豆と自家消費野菜を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**13 番（竹原）** 6 ページの 3 番の件についてお伺いします。現況には何を作付けしているのですか。

**事務局（大澤）** 現状は何も作付けされていませんでした。

**中里光明委員** 以前は長芋の種芋が作付けされたり、牧草が作付けされました。

**議長（岩井）** よろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。

議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 9 号は原案のとおり決定しました。

**議長（岩井）** 次に、議案第 10 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（川村）** それでは議案書の 7 ページ議案 10 号と参考資料の 32 ページをご覧ください。

議案第 10 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

今月の農地法第 4 条許可申請は、1 議案 1 件です。

1 番、農地の所在は大字倉石中市字下屋敷、地目は畑、計 2 筆。面積は●●m<sup>2</sup>です。転用目的は、山林です。農地区分は、その他の 2 種農地と判断します。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して北村勉委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**北村勉委員** それでは、座ったまま報告いたします。

農地法第 4 条の許可申請に係る現地調査の結果を御報告いたします。議案書の 7 ページ議案第 10 号と参考資料の 32 ページをご覧ください。

ださい。

3条申請と同じく、2月3日に現地調査を行いました。

1番は、労働力不足で畑として耕作できなくなり、また鳥獣の食害もひどく思うように収穫が上がらないため、スギ及びヒバを植林し山林に転用するものです。申請地の周辺の状況は、北側は道路で、西側と東側は原野、南側は原野と畑になっており、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。

指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席に戻る）

**議長（岩井）** 次に、議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議案第11号の1番については、佐々木一榮委員に関する事案であるため「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（佐々木一榮委員 退席）

**議 長（岩井）** それでは事務局より説明をお願いします。

**事務局（川村）** 議案書の 8 ページをご覧ください。

議案第 11 号、五戸町長より令和 4 年 1 月 25 日付け、五農林第 334 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 25 件で、合計面積は●●m<sup>2</sup>です。10 a 当り賃借料の下段のカッコ書きの数字は年額の賃借料です。

1 番から 5 の 3 番は、農地中間管理事業の一括方式の貸借です。

6 番から 11 番は、利用権設定による貸借です。

1 番、農地の所在は大字豊間内字高寺前、田、1 筆。面積は 3,728 m<sup>2</sup>。5 年間の使用貸借です。

**議 長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 11 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 11 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、佐々木一榮委員を入室させてください。

（佐々木一榮委員 入室着席）

**議 長（岩井）** 次に、議案第 11 号の 2 番から 11 番について事務局より説明をお願いします。

**事務局（川村）** 2 の 1 番、農地の所在は、大字豊間内字上川原、田、1 筆。面積は●●m<sup>2</sup>。3 年間の使用貸借です。

2 の 2 番、農地の所在は大字豊間内字上川原、田、1 筆。面積は●●m<sup>2</sup>。3 年間の使用貸借です。

3番、農地の所在は大字倉石石沢字山辺沢、畑、1筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。10年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

4番、農地の所在は大字上市川字石吞、田、計2筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。3年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

5の1番、農地の所在は大字倉石中市字新山平、田、1筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。10年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

5の2番、農地の所在は大字倉石中市字中市上川原、田、1筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。10年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

5の3番、農地の所在は大字倉石中市字中市下川原、田、1筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。10年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

6番、農地の所在は大字上市川字前谷地、田、計3筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

7の1番、農地の所在は大字上市川字越口、畑、1筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

7の2番、農地の所在は大字上市川字沼頭、畑、1筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

7の3番、農地の所在は大字上市川字沼頭、畑、1筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

7の4番、農地の所在は大字上市川字沼頭、畑、1筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

7の5番、農地の所在は大字上市川字沼頭、畑、1筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

7の6番、農地の所在は大字上市川字沼頭、畑、1筆。面積は●● $\text{m}^2$ 。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

7の7番、農地の所在は大字上市川字越口、畑、1筆。面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

8の1番、農地の所在は大字切谷内字上榊窪、畑、1筆。面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

8の2番、農地の所在は大字切谷内字長屋、畑、計3筆。面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

8の3番、農地の所在は字大久保、畑、1筆。面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の使用貸借です。

8の4番、農地の所在は字新田窪、畑、1筆。面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の使用貸借です。

9の1番、農地の所在は大字扇田字寺沢前、字八百刈、田、計3筆。面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の賃貸借で、賃貸料は、10a当たり●●円、年額●●円です。

9の2番、農地の所在は大字扇田字寺沢前、田、計3筆。面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

10の1番、農地の所在は大字上市川字中里山、字中筒、畑、計5筆。面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり玄米●●kg、年に玄米●●kgです。

10の2番、農地の所在は大字上市川字中筒、畑、計3筆。面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の賃貸借で、賃貸料は10a当たり●●円、年額●●円です。

11番、農地の所在は字筒口川原、田、1筆。面積は●●m<sup>2</sup>。5年間の使用貸借です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 11 号の 2 番から 11 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第 11 号の 2 番から 11 番について、原案のとおり決定しました。

**議長(岩井)** 次に、議案第 12 号「農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定により意見を求められておりますので、説明については農林課担当黒沢班長より、議案の説明をお願いします。

**農林課黒沢班長** 農林課の黒沢です。よろしくをお願いします。

議案書の 16 ページ議案第 12 号と、参考資料の 2 をご覧ください。

今回参考資料の 2 ですけれども、3 部に分かれております。

一つ目の資料として、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」。二つ目として、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の新旧対照表となっております。三つ目は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」の基礎資料となっております。

それでは基本構想ですが、青森県が令和 3 年に見直されたことに伴い、町の基本構想の見直しを行うものです。そのため策定に当たっては農業委員会と農協から意見聴取をすることになっておりますので、この総会でご説明させていただきます。

基本構想の位置づけですけれども、基礎資料の 1 ページをご覧ください。基本構想の位置づけですが、左上に県の基本方針とあります。これは概ね 5 年ごとにその後 10 年間について策定するもので、青森県では令和 2 年度に策定し、目標は令和 12 年度としております。県の基本方針を策定し次は町の基本方針の策定になります。これは農業経営基盤強化促進法の第 6 条に基づいて策定するもので、町は令和 3 年度に策定、目標は令和 12 年度になり、策定するに当たっては農業委員会、農業協同組合に意見聴取が必要で策定後公告することになっております。また県から認可されれば公告し町のホームページ

ージでも公表することになっております。

それでは次 2 ページをご覧ください。

これは基本方針の主要指標になります。まず 1 の所得目標ですが、(1)の育成する農業経営体これは認定農業者の事でございます。認定農業者の認定を受ける際の基準目標として、主たる従事者の一人当たりの年間所得を現在よりも●●万円増額して、●●万円から●●万円程度としております。世帯当たりの農業所得については、補助従事者を含めて●●万円増額して、●●万円から●●万円としております。この金額については県内の農業以外の産業に従事する労働者と生涯所得を確保できるような金額設定となっており、これは県の基本方針で示された金額で同じ額を町の基本構想にも反映させております。

次に、(2)の育成する新規就農者等になります。

認定新規就農者の農業経営を開始してから概ね 5 年後の所得目標となります。認定農業者の 5 割の金額としております。これも県の基本方針と同額となっております。なお所得目標の詳細については、今ご覧になっている基礎資料の 3 ページと 4 ページに記載されております。

次は 2 農業経営体の育成数ですが、これは目標年の令和 12 年度において、(1)育成する農業経営体数を 293 経営体、このうち認定農業者については 164 経営体、集落営農組織については 6 経営体、(2)法人数を 28 法人、(3)新規就農者数については年 3 人となっております。この詳細は同じ基礎資料の 4 ページから 6 ページのに記載しております。

次に 3 農業経営の基本的指標になります。

育成する農業経営体という事で④営農型類型数の個別経営体は 7 類型、組織経営体は 4 類型を表しております。これは基本的な構想の本文の 6 ページから 13 ページをご覧ください。6 ページから 8 ページは個別経営体の 7 つの類型を表しています。これを作成するに当たり赤字は変更になった部分ですけれども、主食用米に関して面積は現状のままで変更しておりません。米価下落のこともあり、これから主食用米を増やして所得を上げていくのはなかなか難しいのではないかと思い、主食用米の面積については変更しておりません。これらの営農類型は五戸町における主要なものとして示しているもので、ここに示していない営農類型であっても所得や労働時間等を達成し得る営農類型であれば、認定農業者や認定新規就農者の認定

を受けられることとなります。

次に、基礎資料の 2 ページの 4 担い手の農地利用シェアになります。

担い手の農地利用シェアですが、県の基本方針では令和 12 年度までに担い手に 90%農地を集約するという高い目標を立てております。しかし、町の基本方針では近年の実態に合わせて 60%に設定をしました。これは平成 29 年に見直しをした時と同じパーセントになります。目標の令和 12 年度における目標農地面積を●●ha とし、その内の 60%●●ha を担い手に集積する目標としております。この集積の詳細については、基礎資料の 7 ページから 9 ページに記載しております。担い手の農地利用シェアは基本的な構想(案)の 14 ページに記載しております。県では令和 12 年度までを見据えて内容を見直しており、例えば研修受入れ体制の強化とかスマート農業や省力技術の導入などを追記しております。町としても新しくなった内容は赤字で追記しておりますのでご覧ください。また、制度や法改正による事業名称の変更をしており、例えば今まであった青年就農給付金から農業次世代人材投資資金へ変更とか人・農地プランの充実から実質化した人・農地プランと変更になっております。

以上で簡単でしたが説明を終わります。

**議長(岩井)** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**13番(竹原)** 中心経営体は認定農業者、新規就農認定農業者なのであれば、文章等の発送の際にはそのような表示もお願いしたい。

**農林課黒沢班長** はい。わかりました。

**議長(岩井)** その他ございますか。

**15番(中川原)** 農地のあっせん基準の面積はいくらですか。

**議長(岩井)** 暫時休憩します。

**議長(岩井)** 休憩を解き会議を続けます。

**議 長（岩井）** その他ございますか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 12 号は原案のとおり決定しました。

**議 長（岩井）** 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって、令和 4 年第 2 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年2月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員